

第2回宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

令和7年10月9日（木）午前9時30分  
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

薄井委員、熊谷委員、

労働者代表

阿部委員、大宮委員、佐藤委員

使用者代表

笹崎委員、正木委員、茂木委員

補 佐 ただ今から、令和7度第2回宮城地方最低賃金審議会宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

また、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、これから宮城県電子部品等製造業最低賃金と省略して申し上げたりします。

本日の専門部会は公開となっております。また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、ご了承願います。

初めに、委員の方々の出席状況を報告いたします。

柳井委員から欠席の旨、報告をいただいております。

公益代表委員 2名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 3名

以上 8名の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する第5条第2項により会議が成立していることを報告します。

議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

部会長 それでは議事に入ります。

前回、労働者側からは、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は、現行の時間額 1,012 円から、89 円引き上げ、時間額 1,101 円とするとの

提示がなされたところです。

また、前回、使用者側からは、同じく現行の時間額 1,012 円から、29 円引き上げ、時間額 1,041 円とするとの提示がなされたところでございます。

前回の最後に、労使双方に歩み寄りにより妥当な結論をだすために、再検討をお願いしたところです。労働者側、使用者側から検討いただいた結果をご説明いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部 会 長 それでは、労働者側から新たなご見解、金額の提示ということでお願いしたいと思います

阿部委員 金額提示の前に、第 1 回の使用者側のご発言がありましたので、少しその辺の受け止めについて述べて、金額の方を提示させていただきたいと思います。

前回使用者側の方からご主張がございましたけれども鉱工業生産指数と賃上げ状況ということで、景況感でしたり、業種によつてはらつきがあるということ、あと、アメリカの関税の政策の影響といったもの、そういう懸念材料について我々も理解はしますが、ただ一方で、現実的に昨年を上回る賃上げが実施されているという状況もございます。方針につきましては、ご承知のとおり、当該産業の基幹的労働者の最低賃金をどのようにしていくか、当該産業の賃上げの状況でしたり、高卒初任給の状況、そういう入り口の段階の数字に見合った改善が必要であるというふうに考えてございます。

あと、価格転嫁についてでございますが、中々半分ぐらいしか進んでいないという現状、そちらについては我々も承知しているわけではございますけれども、労務費を含めまして公正競争を保つうえでも、取引に対して粘り強く求めていくべきだろうと思ってございます。賃上げの大幅な引き上げ額ということについては、一定は理解しますが、宮城だけの問題ではなく、そちらについては全国的なお話でございます。付加価値を生み出す源泉でございます、優秀な人材の定着、そういうものを確保していくためには地域別最低賃金に対する優位性が非常にあるというふうに考えてございます。

倒産に関しては民間の調査ということで 業種としてはおそら

くサービス業でしたり、小売業が多くを占めておられるんではないかというふうに予想はされております。従いまして、我々の当該産業が倒産が増えているかということについては少し疑問が残ると思ってございます。いずれにしてもそういう業種については、人口減少が進む過疎地域ですとか、そういったところの周辺帯、そういったものに加えまして、物価高、人件費の上昇が経営に影響を及ぼしたもののがみられるんじゃないかと思っております。

それで、ちょっと長くなりましたが、第2回目の主張ということで、我々の当該産業でございますが、雇用者報酬というのをございますが全産業を100とした場合に一般的な製造業がそれより13%程度上回ってございます。更に我々の産業、当該産業については、それよりも2割程度上回っているという状況がございますので、一般的な賃金の雇用者報酬という点からも地域別最低賃金よりもきちっと優位性を保っていくことが必要だと考えてございます。

また、高卒新卒者についても県外への流出者の多くが東京、埼玉、神奈川に行ってございます。宮城県の特徴がございますが、各地域、東京ですとかそういったところについては10%程度の優位性がございまして、東京の最低賃金1,226円には遠く及ばないといった状況がございます。長くなってしましましたので、金額の方を提示させていただきます。前回、優位性という観点から2%程度の優位性を求めた数字を提示させていただきました。

今回の提示額についてはプラス78円の1,090円ということで、こちらの金額は優位性の回復という点からは1%程度抑えてございますし、また、我々ちょっと懸念してございますが、隣県との額差の減少でございます。山形、福島、岩手の地賃の引上げ額でございますが、76円から78円ということで、そういった数字で今年結審しておりますので、そういったところを見ながらの提示とさせていただきます。

部会長

ただ今ご説明いただきました論拠によりまして、78円の引上げ、1,090円という金額提示がございました。

続きまして、使用者側から具体的な金額やご意見などがございましたら、ご説明をお願いします。

笹崎委員

基本的な主張内容は前回申し上げたとおりですが、前回の専門部会でいただいた資料を拝見して、3点ほど申し上げたいと思います。1点目は消費者物価指数と最低賃金の引上げ率の比較につ

いてございます。

消費者物価指数は資料 12 の 1 になります。令和 2 年を基準としますと、仙台市の令和 6 年の平均の消費者物価指数は約 12% の上昇となっております。それに対して本産業の最低賃金は同じ期間で約 17% の上昇ということで、物価上昇を大きく上回る引上げとなっているということをまず、認識として確認をさせていただきたいと思います。2 点目は影響率、資料 6 の 5 でございます。ここ数年大幅な引き上げが続いている結果、影響率が上昇しております。例えば、昨年の上昇額である 53 円と比較しますと昨年は 22.74% でしたが、今年いただいた資料によりますと 53 円ですと、27.52% ということで約 5 ポイント上がっているということになっております。ちなみに昨年の影響率 22.74% を今年の影響率表にあてはめますと、31 円と 32 円の間ということになっております。今年も大幅な引き上げとなりますと、特に中小企業、零細企業への影響がかなり甚大になると考えております。

最後、3 点目でございますが企業の付加価値額、資料 10 の 2 についてでございます。従業員一人当たりの付加価値額を令和元年と令和 5 年について比較しますと 10% 近く減少しております。原因は色々あるかと思いますが、一番大きな要因は原材料費等の上昇分を十分に価格転嫁できていないということにあるのではないかと考えております。

数字は令和 5 年の数字ですが、令和 6 年以降もこの傾向は大きくは変わらないと思いますので、企業の支払能力は徐々に低下しているというふうに思われます。前回も申し上げましたが、引き上げの必要性は我々としても十分認識をしておりますが、やはりそこは企業の支払能力とバランスを取るべきだと考えております。最低賃金の大幅な引き上げは休業、廃業、あるいは倒産のリスクを高めるものであり、バランスをとるべきだと考えております。意見としては以上でございます。金額の提示ということでございますが、プラス 41 円、時間給 1,053 円をご提示させていただきます。こちらの根拠としましては、日本商工会議所が調査しました「中小企業の賃金改定に関する調査」、この中の製造業平均の賃上げ率 4.01% を根拠としまして、プラス 41 円、1,053 円という金額を提示させていただきます。

部 会 長

ただいま使用者側からご説明、根拠により、プラス 41 円、1,053 円という金額の提示がございました。

今の段階で、提示いたしました労働者側、使用者側からの具体

的金額には、隔たりがありますので、ここで専門部会を休会したいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。

よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部 会 長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

部 会 長 専門部会を再開します。打合せの結果にきまして、それぞれのご見解をお伺いしたいと思います。それでは労働者側から打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

阿部委員 金額につきましてですね、我々として再三申し上げてまいりましたが地域別最低賃金に対する優位性、その部分について、やはりこだわってございます。協議の結果、プラス 73 円引上げの、1,085 円で提示をさせていただきます。

部 会 長 ただ今労働者側からプラスの 73 円、1,085 円ということでご提示をいただきました。続きまして使用者側から打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

笹崎委員 それでは申し上げます。プラス 46 円、時間給 1,058 円ということで本日 2 回目の金額提示をさせていただきます。

根拠といたしましては、経団連が公表いたしました「春季労使交渉中小企業業種別妥結結果」、この中の製造業平均の賃上げ率 4.57% を根拠としまして、時間給 1,058 円ということで提示をさせていただきます。

部 会 長 ただ今ご説明いただきました根拠により、プラス 46 円、1,058 円ということでございました。

提示いただきました具体的金額には、まだ隔たりがありますので、ここで専門部会を休会としたいと思います。休会中は、労働

者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。

よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部 会 長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

部 会 長 それでは専門部会を再開します。まず、労働者側から打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

阿部委員 金額について、まず提示をさせていただきたいと思います。

プラス 68 円の 1,080 円でございます。こちらの金額につきましては、地賃に対する優位性を維持するという考え方もございますし、またですね、このほかに設定されている鉄鋼、自動車小売の特定最賃がございますので、そちらと比べて我々の産業は一番低いところにございますので、そことの額差改善ということで 68 円引上げの 1,080 円という数字を提示させていただきます。

部 会 長 地賃との優位性、鉄鋼との格差改善、あとは歩み寄りということでプラスの 68 円、1,080 円のご提示をいただきました。それでは使用者側から打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

笹崎委員 それでは使用者側から提示させていただきます。プラス 55 円、時間給にしまして 1,067 円を提示させていただきます。

根拠といたしましては、昨年の引上げ額にこの直近 1 年間の物価上昇率、3.5% と計算しておるんですが、これを掛けた金額ということで、プラス 55 円、1,067 円ということでご提示をさせていただきます。

部 会 長 昨年の引上げ額に物価上昇率 3.5% を乗じたということで 55 円引上げ、1,067 円とご提示いただきました。

提示いただきました具体的金額には、まだ隔たりがありますの

で、ここで専門部会を休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。

よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部 会 長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

部 会 長 それでは専門部会を再開します。まずは、改めまして労働者側から打合せ後の金額のご提示などをお願いしたいと思います。

阿部委員 再度検討させていただきましたが、先ほどのプラス 68 円の 1,080 円を提示させていただきます。

部 会 長 プラスの 68 円、1,080 円とご提示をいただきました。それでは使用者側から打合せ後の金額のご提示などをお願いします。

笹崎委員 使用者側も先ほどの金額と同じプラス 55 円、時間給 1,067 円ということでお願いいたします。

部 会 長 使用者側からの金額提示は 55 円引上げ、1,067 円ということでございました。

本日はこれ以上の進展は望めないものと思われますので、ここで審議を終了させていただきたいと思います。

労使それぞれのお立場はあると思いますが、当専門部会はそれぞれの歩み寄りによって妥当な結論を出すことが使命となっております。

それぞれ、本日の審議経過を踏まえ再度御検討いただき、次回の審議に臨んでいただきますようお願いいたします。

その他事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

補 佐 事務局としましては、第3回を 10 月 14 日（火）14 時からの開催を予定しております。

場所は、宮城県婦人会館 3 階第 1 研修室となります。

部会長 次回、10月14日（火）14時から、こちらではなくて、隣の宮城県婦人会館で開催ということになりますのでご注意願います。

以上で本日の審議を終了いたします。長時間にわたるご審議お疲れさまでした。

（閉会）